「子育てのための施設等利用給付」の認定を受けた場合の、



かもめ幼稚園 預かり保育の利用料無償化について

<u>預かり保育を利用する理由が、共働きや妊娠・出産、介護など、保育の必要が認められた方は、</u> 預かり保育の利用料が無償となります。

◇提出書類◇

無償化の対象となるためには、「子育てのための施設等利用給付認定申請書」を提出し、 保育の必要性の認定を受ける必要があります。

◇象校◇

保育の必要性に該当する世帯の3歳児から5歳児(小学校就学前)までの児童

○保育の必要性に該当する事由について○ (父・母それぞれに理由が必要です。)

保護者が次のいずれかの状況にある場合、保育を必要とする事由があると認められます。

	事由	保護者の状況	必要書類
1	家庭外労働	労働に状態的に従事していること	就労証明書
		(1 月の労働が 48 時間以上)	※預かり保育の利用
2	家庭内労働(自営業など)		申込み時に提出した
			もので代用可能
3	妊娠·出産	母の出産予定日の前8週間である場合(多	母子手帳の写し等
		胎の場合は前14週間)又は出産後8週間	
		以内の場合	
4	疾病·障害	病気や心身の障害により家庭で保育が困	診断書または障害者
		難な場合	手帳等の写し
5	介護等	同居の親族(長期間入院等をしている親族	診断書または障害者
		を含む)を常時介護又は看護していること	手帳等の写し
		により家庭で保育が困難な場合	介護等申立書
6	災害復旧	火災、風水害、地震などの災害により家屋	り災証明
		に損壊等を受け過程で保育が困難な場合	
7	求職活動	求職活動(起業の準備を含む)を継続的に	求職活動報告書(ハ□
		行っていること	ーワークカード等)
8	就学	学校や職業訓練校等に通っている	在学証明書
			履修内容のわかるもの

※⑧趣味の講座、カルチャースクール等は申込対象外です。

〈お問い合わせ〉

鳥羽市教育委員会総務課 TEL:0599-25-1262

鳥羽市立かもめ幼稚園 TEL:0599-25-2924